

## 8. 対馬軟式野球連盟規約の改正について

このことについて以下のとおり改訂したいので評議員会(総会)の議決を求める。

改訂理由 各条文の文言整理と、一部文言の改定のため

### 対馬軟式野球連盟規約(案)

2026年(令和8年)2月15日以降

#### 第1章 総 則

- 第1条 この会是对馬軟式野球連盟と称する(以下本連盟と略称する)。  
第2条 本連盟は長崎県軟式野球連盟に加盟し、その支部組織になる。  
第3条 対馬市スポーツ協会に加入する。  
本連盟の事務所は事務局員所在地に置く。

#### 第2章 目的および事業

- 第4条 本連盟はアマチュアスポーツとしての正しい軟式野球の普及発展を図ると共に、対馬島民の健全育成に寄与することをもって目的とする。  
第5条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
1. 野球大会の主催および後援  
2. 軟式野球の普及発展に関する指導研究  
3. 軟式野球の技術向上に関する指導研究  
4. 野球施設の拡充に関する事項  
5. その他本連盟の目的達成に必要な事項

#### 第3章 組織および会員

- 第6条 本連盟は対馬島内に任意の支部協会を設けることができる。  
第7条 支部協会は必要に応じて本連盟が主催(主管)する大会の予選会を協会内で行なわなければならない。  
第8条 本連盟の会員は正会員と名誉会員とし、男女を問わない。  
第9条 正会員は第2章に掲げる目的、事業に賛同する者および一般チーム、~~壮年チーム~~、少年チーム及びそれに属する構成員、ならびに公認審判員とし、次の条件を具備しなければならない。  
1. 一般チームは成年、高校年齢層の社会人および学生生徒で、次の(イ)(ロ)(ハ)いずれかに該当する者のみで編成されたチーム。  
(イ) 職域チーム=官公庁、会社、商店、工場等に勤務する者のみによって編成されたチーム。  
または同一職場に勤務する者が登録者の3分の2以上を占めるチームとする。  
(ロ) クラブチーム=長崎県軟式野球連盟の指定する地域内に居住する者によって編成されたチーム。  
但し、島民体育大会および県民スポーツ大会では、両大会の開催規程に従う。  
(ハ) 学生チーム=専修学校生、各種学校および大学生、高校生は同一学校または個人で一般チームに登録することができる。但し学校単位で登録する場合は学校名は使用せずクラブ名とする。  
高野連に登録している高校生は、この対象とならない。  
(ニ) 登録人員は監督を含む10名以上25名以内の男女とする。これには代表者、マネージャー、スコアラー、トレーナーは含まないが、上記の3名まではベンチに入ることができる。  
(ホ) 登録は、A、B、C、Dクラスの4級別とし、A、B、Cクラスは長崎県軟式野球連盟にも登録をする。  
Dクラスは本連盟の登録のみとし本連盟の主催(主管)後援の大会に出場できる。  
A、B、Cクラスの格付けは別に定める。  
(ヘ) 県連盟に登録する一般チームは所定の公認審判員を選出し、本連盟審判部に登録しなければならない。  
2. 少年チームは次の部によって編成されたチーム。  
(イ) 少年部=中学生10名以上25名以内の男女で編成されたクラブチーム。  
(ロ) 学童部=小学生10名以上25名以内の男女で編成されたクラブチーム。  
(ハ) 少年部、学童部とも監督(30番)1名、コーチ(28、29番)2名以内(成人とする)と、25名以内の選手(主将10番)とする。これには代表者、マネージャー、スコアラー、トレーナーは含まないが上記の3名まではベンチに入ることができる。

第10条 名誉会員は、本連盟の第2章に掲げる目的、事業に賛同するものとする。

## 第4章 加盟および脱退

第11条 正会員となるチームの加盟は次のとおりとする。

1. チームは本連盟の定める登録用紙に加盟金、登録料等を添えて、年度当初に登録手続きを行わなければならない。各支部協会はその資格を審査しなければならない。
2. チームは会員(選手構成員)に異動が生じた場合は、各支部協会を通じて本連盟にその旨を届け出なければならない。
3. 年度途中で登録選手構成員のチーム間の移動はできないが、職域チームが新規採用した時と、少年チーム所属の構成員が転入した場合は認めることとする。
4. 本連盟は登録名簿に会費を添えて長崎県軟式野球連盟に登録手続きを行わなければならない。
5. 本連盟の会費は別に定める。

第12条 次の各号の一つに該当した場合は、脱退させることができる。

1. (公財)全日本軟式野球連盟の競技者規定および、本連盟の第9条に定める条件を具備しなくて規定に違反をし、本連盟が不適格と認めた場合。
2. 本連盟の会長が不適格と認めた場合。
3. 自ら脱退の意思を表明した場合。
4. 除名の処置を受けた場合。

## 第5章 役員および任期

第13条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長	1名	6. 理事	10名
2. 副会長	若干名	7. 評議員	若干名
3. 理事長	1名	8. 事務局員	1名 若干名
4. 副理事長	若干名	9. 監事	2名
5. 常任理事	若干名	10. 顧問	若干名

第14条 本連盟に名誉会長、参与を置くことができる。

第15条 役員は任期は年度当初に開催される評議員会(総会)から2年とし再任を妨げない。また任期満了後でも後任者が就任するまでその任務を行う。

役員に欠員が生じた場合は補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 役員を選出・職務

第16条 役員を選出と職務は次の通りとする。

1. 会長、副会長(ともに理事職)は評議員会(総会)で推挙する。会長は本連盟を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
2. 理事長、副理事長は理事以上の互選により評議員会(総会)で推挙する。理事長は理事会を代表し会務の執行にあたる。緊急を要する事項で理事会にはかかる暇がないときは、これを執行することができる。この場合は次の理事会で承認を得ることを要する。副理事長は理事会を補佐し事故あるときはその職務を代行する。
3. 常任理事は次の4項に掲げる理事の中から若干名を会長が委嘱し、役員に属する。
4. 理事は対馬市6町より各1名および少年部より1名と、審判部より3名を会長が委嘱し、理事長を補佐するとともに本連盟の評議員会(総会)への提出事項を審議する。
5. 評議員は当年度に登録する全てのチームより1名を選出し、本連盟の重要事項を議決する。
6. 事務局員は会長が任免する。事務局員は役員の中から適任者を選び兼任することができる。
7. 監事は評議員会(総会)で2名を選出し、本連盟の会計を監査する。
8. 顧問は本連盟に特に功績があった者を理事会で推挙し会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応ずる。
9. 名誉会長、参与は理事会で推挙し会長が委嘱する。

## 第7章 会 議

- 第17条 本連盟の会議は通常、役員会、理事会、評議員会(総会)とし、毎年1回定期に会長が召集し、会の成立および議決は過半数の出席ならびに同意がなければならない。  
会長が必要と認めた場合は、臨時に役員会、理事会を召集することができる。
- 第18条 役員会は常任理事以上の役員でもって構成し、次の審議議決にあたる。
1. 本連盟運営上の総合計画に関する事項
  2. 評議員総会への付議事項
  3. 役員人事の一部
  4. その他会務に必要な事項
- 第19条 理事会は理事以上の役員でもって構成し、次の議案の審議にあたる。
1. 本連盟運営上の総合計画に関する事項
  2. 評議員総会への付議事項
  3. 役員人事の一部
  4. その他会務に必要な事項
- 第20条 評議員会(総会)は本連盟の最高議決機関として、理事以上の役員も評議員会(総会)に出席して次の議案の審議議決にあたる。
1. 予算・決算
  2. 規約改正
  3. 事業
  4. 役員人事
  5. その他会務に必要な事項
- 第21条 理事長は必要に応じ、副理事長、常任理事らによる常任理事会を招集することができる。
- 第22条 資格審査、規律違反問題などの処理には臨時に特別委員会を設けることがある。  
この委員会は、会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局員で構成し会長が召集して議長となる。

## 第8章 会 計

- 第23条 会員は本連盟の定める加盟金を納入しなければならない。
- 第24条 本連盟の経費は次の収入をもってあてる。
1. 加盟金
  2. 寄付金
  3. 補助金
  4. 登録手数料
  5. 事業収入
  6. その他の収入
  7. 前年度剰余金
- 第25条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。会計年度の終わりに剰余金があるときは翌年度に繰り越すものとする。
- 第26条 会長は毎年度決算書および証書等を監事の審査に付し、評議員総会の承認を得なければならない。
- 第27条 会長は毎年度、歳入歳出予算を編成し、評議員総会の議決を経なければならない。

## 第9章 規 律

- 第28条 会員である役員(審判員を含む)は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。
- 第29条 会員であるチーム(選手**構成員**)は、次のことを厳守しなければならない。
1. **選手構成員**は一つのチーム以外に加入することはできない。但し島民体育大会はこの限りではない。また、**一般チームの構成員が壮年大会など年齢制限のある大会に参加する**場合はこの限りではない。
  2. チームとその構成員は**(公財)**全日本軟式野球連盟、長崎県軟式野球連盟ならびに本連盟の定める規約、規程を遵守しなければならない。
  3. チームとその構成員は終始フェアプレーをなすよう留意し、粗暴な言動をしてはならない。特に暴力、不正出場は厳禁する。
- 第30条 正会員が前28、29条に違反したときは、第22条の特別委員会にはかり、除名あるいは大会の出場を停止することがある。これは個人だけでなくチーム全体の責任として負うこともある。

## 第10章 規約の変更

- 第31条 本連盟の規約は評議員総会の議決を経て変更することができる。
- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| 1994(平成6)年3月1日         | 全面改正        |
| 2004(平成16)年3月1日        | 一部改定        |
| 2007(平成19)年2月25日       | 一部改定        |
| 2018(平成30)年2月18日       | 一部改定        |
| 2022(令和4)年2月13日        | 一部改定        |
| <b>2026(令和8)年2月15日</b> | <b>一部改正</b> |